

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人にしむら整形外科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県野洲市永原 1834 番地 1
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 令和 4 年 9 月 9 日
- (4) 設立登記年月日 令和 4 年 9 月 20 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	西村 一郎	診療所管理者
理 事	西村 史子	
同	西村 君枝	
同	西村 真一	
監 事	大橋 誠治	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	にしむら整形 外科クリニック	2511301281	滋 賀 県 野 洲 市 永 原 1834 番地 1	一般病床 0 床 療養病床 0 床

	【 】			[医療保険0床] [介護保険0床]
--	----------	--	--	----------------------

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
	該当事項なし	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
	該当事項なし	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月21日	令和7年4月度決算の決定
令和7年6月21日	令和7年度の事業計画及び収支予算の決定
令和7年6月28日	理事・監事の選任

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
該当事項なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
該当事項なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当事項なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当事項なし

(9) その他
該当事項なし

様式 2

法人名 医療法人 にしむら整形外科クリニック
所在地 滋賀県野洲市永原1834番地 1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和8年4月30日現在)

1. 資	産	額	181, 042 千円
2. 負	債	額	65, 403 千円
3. 純	資 産	額	115, 638 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分			金 額
A 流 動 資 産			75, 404
現金			4, 736
預金	滋賀銀行 南草津支店 普通預金 0 5 3 7 5 3		45, 858
医業未収金			23, 639
	滋賀県社会保険診療報酬基金	8, 835	
	滋賀県国民健康保険団体連合会	12, 216	
	損害保険各社及び労働災害分	2, 587	
薬剤・医療材料			1, 051
立替金			105
前払費用			13
B 固 定 資 産			105, 637
建物			50, 955
建物付属設備			25, 995
構築物			4, 783
車両運搬具			3, 224
工具器具備品			9, 233
ソフトウェア			1, 092
出資金	滋賀県医師協同組合		10
差入保証金			3, 739
造成協力金			6, 603
C 資 産 合 計 (A + B)			181, 042
流動負債			20, 403
買掛金			1, 603
	アルフレッサ株式会社	1, 046	
	株式会社スズケン	485	
	その他2件	70	
未払金			10, 384
	西村一郎	10, 384	
カード未払金			125
	各クレジット会社	125	

未払費用			5,000
	石黒メディカル株式会社	3,518	
	草津社会年金事務所	1,192	
	関西電力株式会社	82	
	株式会社メディコムエイド	78	
	その他6件	129	
未払法人税等			2,144
	草津税務署	1,820	
	滋賀県西部県税事務所	179	
	野洲市役所	144	
預り金			1,145
	草津税務署（源泉所得税）	822	
	野洲市役所他（住民税）	323	
固定負債			45,000
長期借入金			0
役員借入金			45,000
D 負債合計	(流動負債+固定負債)		65,403
E 純資産	(C-D)		115,638

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 にしむら整形外科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県野洲市永原1834番地 1

貸 借 対 照 表

(8年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	75,404	I 流 動 負 債	20,403
II 固 定 資 産	105,637	II 固 定 負 債	45,000
1 有 形 固 定 資 産	94,193	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	1,092	負 債 合 計	65,403
3 そ の 他 の 資 産	10,352	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基 金	40,000
		II 積 立 金	75,638
		(うち代替基金)	
		IV 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	115,638
資 産 合 計	181,042	負債・純資産合計	181,042

様式4-2

法人名 医療法人 にしむら整形外科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県野洲市永原1834番地1

損 益 計 算 書
(自 6年 5月 1日 至 7年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	169,757
2 事業費用	146,078
本来業務事業利益	23,679
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	23,679
II 事業外収益	754
III 事業外費用	2
経常利益	24,431
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	24,431
法人税等	4,964
当期純利益	19,467

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人にしむら整形外科クリニック
理事長 西村 一郎 殿

私は、医療法人にしむら整形外科クリニックの令和 7 年会計年度（令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 20 日
医療法人にしむら整形外科クリニック
監事 大橋 誠治